

令和4年7月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和4年7月22日(金)

午後3時00分 開 会 午後3時18分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	安 藤 清
委 員	藤 本 一 雄
委 員	杉 崎 継 雄

4 出席職員

学校教育課長	高野 美樹子	社会教育課長	石田 智己
学校教育課長補佐	本田 拓二	教育総務室長	石毛 秀明
学校教育室長	古澤 孝男	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	野尻 孝
学校給食センター所長	高木 利雄	生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	藤井 寿代
青少年指導センター所長	石松 義輝	市民センター所長	植木 康之
スポーツ振興室長(兼体育館長)	仲村 光正	文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美
銚子高等学校事務長	岩船 等	公正図書館主任主事	宮内 祐輔

5 議題等

議案第21号 令和5年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について
議案第22号 令和5年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について
議案第23号 代決処分の承認を求めることについて(社会教育課所管の普通財産の所管換え)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和4年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月24日に開催いたしました令和4年6月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2及び日程第3を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第21号並びに議案第22号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開にし、公表が9月1日となっているため、議事録の公開は9月1日以降にいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第21号並びに議案第22号は非公開とし、議事録への記載はしないこととします。この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の議事録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第21号並びに議案第22号は、原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第23号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第23号「代決処分の承認を求めることについて」、提案理由をご説明いたします。議案第23号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分をしたもので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は、社会教育課所管の普通財産の所管換えについて、本来ならば教育委員会にお諮りしてから財産の所管換えをするのですが、事前に教育委員会にお諮りする時間的な余裕が無かったため代決処分をしたものです。

それでは、内容について説明します。銚子市高神地区コミュニティセンターについては、令和4年1月20日開催の教育委員会定例会にてご承認をいただいた銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が、令和4年3月銚子市議会定例会で議決され、令和4年3月31日をもって施設を廃止し、教育財産としての用途を廃止したものです。廃止した高神地区コミュニティセンターは、令和4年4月から施設内の備品などの整理や、老朽化したエアコンの室外機の撤去工事などを行ってまいりましたが、このたび施設内の整理が終了したため、令和4年7月1日より財政課に所管換えをし、今後の有効な利活用を進めていく予定となっております。以上で議案第23号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第23号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時18分

以上をもちまして、令和4年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 8 月 2 5 日

署名委員 安 藤 清

署名委員 伊 藤 晴 美